

平成30年度大阪地方最低賃金審議会

第328回総会 会議次第

平成30年8月21日(火) 午前10時

(大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C)

1 開 会

2 議 事

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

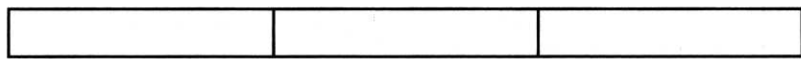
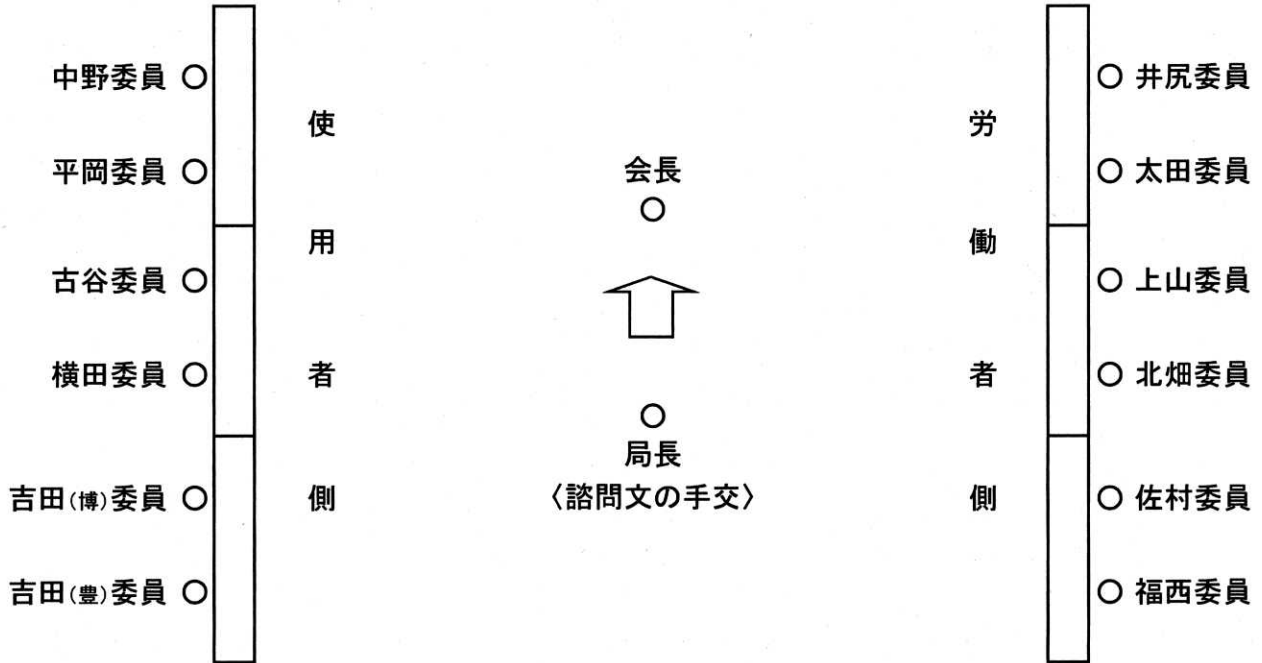
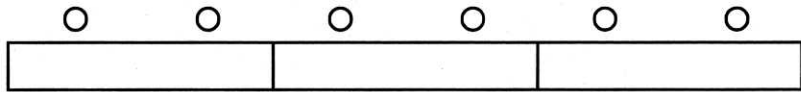
3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第328回総会 座席表

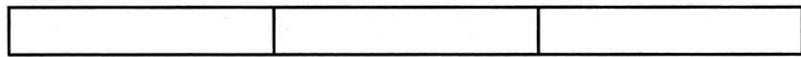
大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C

異議申出書等陳列

飯島委員 表田委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員



主任賃金指導官 賃金指導官 労働基準部長 労働局長 賃金課長 賃金指導官



○ ○



傍聴人席 傍聴人席 傍聴人席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記者席 傍聴人席 傍聴人席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

← 入口

大阪地方最低賃金審議会第328回総会

資 料 目 次

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

資料1-1 全大阪労働組合総連合

資料1-2 大阪自治体労働組合総連合

資料1-3 一般社団法人大阪タクシー協会

(団体名) 全大阪労働組合

(代表者) 議長 川辺 和典

(住 所) 大阪市北区錦

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成 30 年 8 月 3 日付け「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。



記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行なうこととし、大阪府最低賃金を時間額 1,500 円、日額 12,000 円、月額 24 万円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額 1,000 円、日額 8,000 円、月額 16 万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

現在、大阪府下で働く労働者 371 万 1 千人のうち非正規雇用で働く労働者は 152 万 2 千人、正規で働く労働者は 218 万 9 千人で、非正規は全労働者の約 41% を占めています。男女別に見ると、男性は正規 152 万 1 千人に対し非正規 47 万人 (23.7%)、女性は正規 66 万 8 千人に対し非正規 105 万人 (61.1%) となっています。世帯主として家計を支える非正規労働者も増え、低賃金ゆえにダブルワークやトリプルワークをしなければ生活できない実態があります。長時間労働は、肉体的にも精神的にも労働者を追い詰め、身体を壊すなど過労死に至るケースもあります。

2018 年 7 月に発表された「平成 29 年国民生活基礎調査」(厚生労働省) の所得の分布状況では、「300～400 万円未満」(13.8%) が最も多く、次いで「200～300 万円未満」(13.3%) 及び「100～200 万円未満」(12.3%) が多くなっています。また、生活意識で見ても「苦しい」の割合は 55.8% (大変苦しい 23.8%、やや苦しい 32.0%) となっていて、働く貧困層の拡大は深刻となっています。

大阪労連はこれまでも生計費に基づく議論を重視するよう要請してきました。そして、今回の意見陳述では、自らの最低賃金での生活体験 (1 ヶ月間) に基づいた意見を主張し、8 時間働けば、誰もが安心して普通に暮らせる社会をめざすには、最低賃金の抜本的な引き上げの実現が必要だと主張しました。また、全大阪消費者団体連絡会は、「家計の消費は縮小し続けている」と主張し、「それは、雇用環境が悪化し、勤労者世帯の収入が伸び悩んでいる中で、社会保障制度に係る家計負担が増大し、将来にわたってその負担に関する不安が解消できないことに原因がある。」「今必要な措置は、家計収入を増やし、将来にわたる生活不安を解消することにある。消費税増税は、国民生活をさらなる窮地に追い込むだけでなく、経済政策としても間違った選択である。貧困と格差を解消し、景気を回復させるには、勤労者世帯の収入の増加策は欠かせない。その最も効果的な施策は最低賃金を引き上げることである」との意見書を提出しました。このような意見書の提出については、労働者・労働組合だ

けでなく、大阪府保険医協会、歯科保険医協会、民主法律協会、新日本婦人の会大阪府本部、全大阪生活と健康を守る会連合会、大阪保育運動連絡会、大阪学童保育連絡協議会など様々な団体が貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアを無くし貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の引き上げが必要であることを強く求めています。

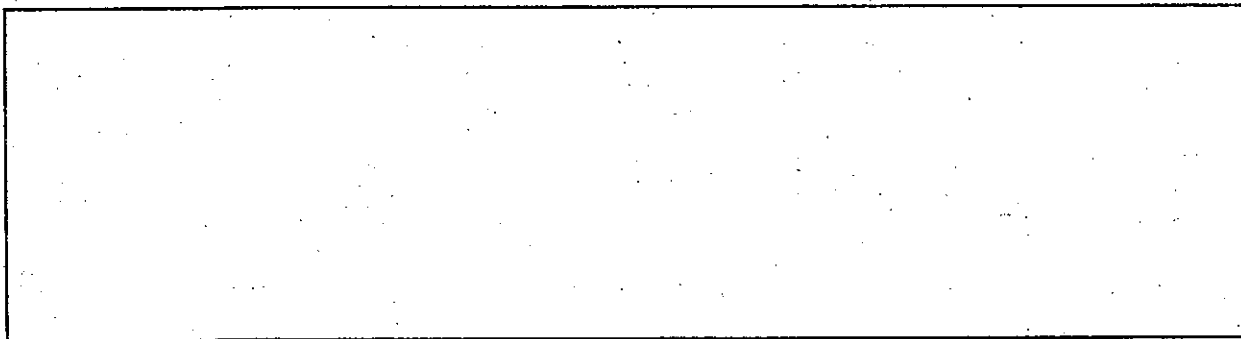
しかし、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪地方最低賃金金額を目安通りの27円引き上げ、時間額936円とする答申を行いました。時間額936円では、月150時間（年間1,800時間相当）働いたとしても、月額149,760円、年額1,797,120円にしかならず、ワーキングプアの200万円にも及びません。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらないことは明らかです。

「株式会社アイデム人と仕事研究所」が2017年度地域別最低賃金改定によるパート・アルバイトの募集時時給への影響（2017年1月～7月募集時時給のうち2017年度地域別最低賃金を下回る割合を集計）について調査した結果、2017年度地域別最低賃金の改定による影響が大きい地域は大阪府が48.0%と最も高いことが示され、大阪では最低賃金の引き上げが直接的に賃金の底上げにつながっています。公務職場でも、大阪労連が行った「2017年府下自治体臨時・非常勤職員の実態調査」では、大阪府最低賃金が909円に引き上げられたことによる影響は大阪府を含む44自治体中42自治体となっており、ここでも最低賃金付近に張り付いた金額で労務についていることが伺えます。このように、公務・公共サービスや一般的には飲食・調理などのサービス職及び、コンビニ等を含む流通業界などが最低賃金を最大限に活用しています。低賃金労働者を救済するための制度が、低賃金労働者を生み出す結果になっている実態に、正面から向き合っていただくことを強く求めます。

中小企業の賃上げを支援するための施策として、業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの制度が拡充されました。しかし中小企業や小規模事業者からは、「ハードルが高い」「生産性向上を証明できない」など、まだまだ窓口が狭く、敷居も高いという声も出されています。最低賃金の引き上げが円滑に実施できるような使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最低賃金の引き上げに向けた経営環境整備を行うべきです。

2010年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で8年目を迎えます。この合意は「2020年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められます。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求めます。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申出を行います。



以上

2018年8月6日

大阪労働局長 井上 真 様

大阪自治体労働組合総連合
執行委員長 荒田 功
大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館4階

大阪府最低賃金の改正決定に対しての、 最低賃金額をただちに時給1,000円以上に引き上げること、および、 時給1,500円以上をめざすための再審議を求める異議申出書

平成30年8月3日付け「大阪府最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、

議申出を行い、再調査・審議を求めます。



記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金をただちに時間給1,000円以上に引き上げ、1,500円以上を実現させる視点で再審議すること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額1,000円、日額8,000円、月額16万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うこと。

【理由】

現在、大阪府内で働く労働者371万1千人のうち非正規雇用で働く労働者は152万2千人、正規で働く労働者は218万9千人で、非正規は全労働者の約41%を占めています。男女別に見ると、男性は正規152万1千人に対し非正規47万人(23.7%)、女性は正規66万8千人に対し非正規105万人(61.1%)となっています。世帯主として家計を支える非正規労働者も増え、低賃金ゆえにダブルワークやトリプルワークをしなければ生活できない実態があります。長時間労働は、肉体的にも精神的にも労働者を追い詰め、身体を壊すなど過労死に至るケースもあります。

2018年7月に発表された「平成29年国民生活基礎調査」(厚生労働省)の所得の分布状況では、「300~400万円未満」(13.8%)が最も多く、次いで「200~300万円未満」(13.3%)及び「100~200万円未満」(12.3%)が多くなっています。また、生活意識で見ても「苦しい」の割合は55.8%(大変苦しい23.8%、やや苦しい32.0%)となっていて、働く貧困層の拡大は深刻となっています。

大阪自治労連はこれまでも、貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアを無くし貧困の連鎖を断ち切るためにも、生計費に基づく議論を重視するよう要請してきました。

しかし、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪府最低賃金金額を目安通りの27円引き上げ、時間額936円とする答申を行いました。時間額936円では、月150時間(年間1,800時間相当)働いたとしても、月額149,760円、年額1,797,120円にしかならず、ワーキングプアの200万円にも及びません。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらないことは明らかです。また、専門委員会が公開

されていないため、審議内容が不透明で、答申内容に至った理由がわかりません。

公務職場では、正規職員の定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、大阪では23自治体で非正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに行政運営は成り立たず、すべての職員が一体となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった職員が配置され、低賃金・劣悪な処遇で働かされている実態があり、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況です。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。特に、保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっています。

また、昨年、大阪最賃が909円に引き上げられたことによって、大阪府内では42自治体で臨時職員の最低時間給が引き上げられました。しかし、税負担・生活必需品の値上げなどや社会保障の削減により、生活改善や安心して働き続けるための時間額ではありません。まさに「官製ワーキングプア」です。

公務職場でも、大阪労連が行った「2017年府内自治体臨時・非常勤職員の实態調査」では、大阪府最低賃金が909円に引き上げられたことによる影響は大阪府を含む44自治体中42自治体となっており、ここでも最低賃金付近に張り付いた金額で労務についていることが伺えます。このように、公務・公共サービスや一般的には飲食・調理などのサービス職及び、コンビニ等を含む流通業界などが最低賃金を最大限に活用しています。低賃金労働者を救済するための制度が、低賃金労働者を生み出す結果になっている実態に、正面から向き合っていただくことを強く求めます。

中小企業の賃上げを支援するための施策として、業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの制度が拡充されました。しかし中小企業や小規模事業者からは、「ハードルが高い」「生産性向上を証明できない」など、まだまだ窓口が狭く、敷居も高いという声も出されています。最低賃金の引き上げが円滑に実施できるような使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最低賃金の引き上げに向けた経営環境整備を行うべきです。

大阪地方最低賃金審議会は、これらの実情をふまえて「普通に働いて普通に生活できる最低賃金額がいくらなのか」など『生計費』に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。また、審議に関しては、公・労・使に関わらずすべての府民に関係する内容なので、専門部会においても公開されることを求めます。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申出を行います。

以上

労 務 第 8 号

平成30年8月16日

大阪労働局長 井上 真 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会 長 坂 本 栄 二

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、去る8月2日、大阪府を適用区域とする最低賃金額を、過去最大である2.7円引上げ、1時間936円とする答申を貴職に対し行いました。これは、平成19年度から1.2年連続の大幅な引き上げであります。

このたびの地域別最低賃金額の大幅な改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

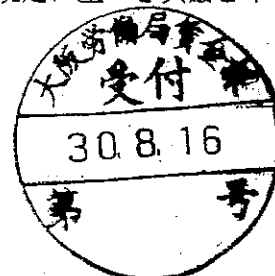
特に、平成20年の最低賃金法改正以降、最低賃金額引上げの目安として生活保護水準との整合性を図ることを要因とした大幅な最低賃金額の引き上げが毎年実施され、また、最近では、政府の成長戦略に基づく改定内容（年率3%程度）となっており、中小企業の経営実態を全く顧みないものとなっております。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであります。

また、タクシー乗務員の労働は事業場外労働で自由裁量であることから、労働時間の把握が難しく、拘束時間と実労働時間において乖離が見受けられ、実労働時間に見合った最低賃金の適用を図るべきであると思料いたします。

当業界では、平成26年1月に施行された「改正タクシー適正化・活性化特措法」により、さらなる労働条件改善に努力しているところでありますが、このたびの大幅な最低賃金の引上げは、法の目的である労働条件改善の取組みにおけるこれまでの成果が水泡に帰することにもつながりかねないと危惧いたしております。

当協会といたしましては、上記理由により、このたびの大幅な最低賃金の引き上げについて再考をお願いいたしたく、最低賃金法第12条の規定に基づき異議を申し立てるものであります。



謹白